

南幌町保育料等金額表【月額】

【保育料】

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定 義	保育標準時間 （満3歳未満）	保育短時間 （満3歳未満）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	円 0	円 0
C	市町村民税課税世帯（均等割のみ課税）	10,800	10,600
D1	A階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	24,300 円未満	12,200
D2	24,300 円以上 48,600 円未満	13,600	11,900
D3	48,600 円以上 57,700 円未満	15,300	13,300
D4	57,700 円以上 67,000 円未満	17,000	15,000
D5	67,000 円以上 82,000 円未満	18,900	16,700
D6	82,000 円以上 97,000 円未満	21,000	18,500
D7	97,000 円以上 118,500 円未満	22,500	20,600
D8	118,500 円以上 140,000 円未満	25,100	22,100
D9	140,000 円以上 154,500 円未満	27,900	24,600
D10	154,500 円以上 169,000 円未満	31,100	27,400
D11	169,000 円以上 202,000 円未満	32,700	30,500
D12	202,000 円以上 235,000 円未満	34,500	32,100
D13	235,000 円以上 268,000 円未満	38,400	33,900
D14	268,000 円以上 301,000 円未満	42,700	37,700
D15	301,000 円以上 333,000 円未満	45,300	41,900
D16	333,000 円以上 365,000 円未満	50,400	44,500
D17	365,000 円以上 397,000 円未満	56,000	49,500
D18	397,000 円以上	72,800	55,000

注1 3歳以上の保育料は無料です。

注2 この表の市町村民税の額は、令和3年4月～8月分保育料については、世帯の令和2年度市町村民税額の年額、令和3年9月～令和4年8月分保育料については、世帯の令和3年度の市町村民税税額の年額となります。

注3 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は満3歳未満の額を適用します。

<保育料の多子軽減について>

同一世帯において、小学校就学前児童が保育所等の給付対象施設等を同時に利用する際の、世帯の保育料負担を考慮して、保育料の多子減免制度があります。利用児童のうち、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料としています（幼児教育・保育の無償化により、保育料が無料となっている児童についても、人数の計算には含めず）。

なお、北海道では、別途独自の多子軽減制度を設けています。

《ひとり親世帯等》

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間 （満3歳未満）	保育短時間 （満3歳未満）
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯		円 0
C	市町村民税非課税世帯		4,000
	市町村民税課税世帯 （均等割のみ課税）		
D1	A階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	24,300円未満	5,000
D2		24,300円以上 48,600円未満	6,000
D3		48,600円以上 57,700円未満	7,000
D4		57,700円以上 67,000円未満	
D5の一部		67,000円以上 77,101円未満	

【副食費】（2号認定）

区分	課税区分（利用者負担額上の階層）	右以外の世帯			ひとり親世帯		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護世帯（A）	免除			免除		
②	市町村民税非課税世帯（B）						
③	市町村民税所得割額が0円の世帯（C）						
④	市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯（D1～D3）	対象外			対象外		
	市町村民税所得割額が57,700円以上77,100円未満の世帯（D4～D5）						
	市町村民税所得割額が77,100円以上97,000円未満の世帯（D5～D6）						
⑤	市町村民税所得割額が97,000円以上169,000円未満の世帯（D7～D10）	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
⑥	市町村民税所得割額が169,000円以上301,000円未満の世帯（D11～D14）	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
⑦	市町村民税所得割額が301,000円以上397,000円未満の世帯（D15～D17）	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
⑧	市町村民税所得割額が397,000円以上の世帯（D18）	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	

これまで保育料に含まれていた「副食費」については、無償化による制度改正により、令和元年10月以降は、「保育料と別に徴収するものと」と変更されました。（3歳～5歳児クラスのみ）

ただし、下記減免の要件を満たす場合は副食費が免除となります。※上限額 4,500円/月

＜副食費減免要件＞

減免要件	2号認定
生活保護世帯	A階層（①）
年収が概ね360万円未満の一般世帯（非課税世帯を含む）	B～D3階層（②～④の一部）
ひとり親世帯	B～D5の一部（②～④の一部）
世帯の中で第3子以降の児童	小学校就学前の児童から数えて第3子以降の児童

3号認定（0歳～2歳児クラス）については、従来どおり主食費・副食費は保育料に含まれていません。